

重度障害者(児)日常生活用具給付等事業

紙おむつ・ストーマ用装具 制度利用中の皆さま および 制度協力事業者の皆さまへ

日頃より、横浜市の社会福祉行政についてご理解、ご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市においては平成 24 年度末より、紙おむつ・ストーマ用装具給付事業について、制度の適正化に向けた検討を行い、平成 25 年 9 月にも一度、制度利用中の皆さまへお知らせをお送りして参りました。しかしその結果、制度の趣旨やご利用方法についてわかりにくいというお声を多くいただいております。この改正ではありませんが今一度皆さまへ、このお知らせを同封させていただきました。これからもこの制度を継続し、すべての市民の皆さまにとって公平な制度としていくために、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

○ 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業について ○

1 期間ごとに、基準額内で、必要な量を、現物で給付する制度です。

横浜市では、1年を上半期(4月～9月)および下半期(10月～翌年3月)の半年ごとに分け、この制度の協力事業者の方からの納品により、給付します。必要な商品や量は、利用をされる方と協力事業者の方で、ご相談ください。ただし、使う見込みのない量の給付用具を受け取るようなことはならず、必要な範囲で、この制度をご利用ください。

2 申請ごとに、市民税の課税状況に応じた自己負担(原則1割)があります。

横浜市では制度利用者の方の負担の軽減を図るため、紙おむつやストーマ用装具など一部に限って、1回の申請(最長6か月)毎に、ご利用者の方の1割負担の上限額を4,650円(※市民税課税世帯で所得割46万円未満の場合)としています。

ご利用者の方は、6か月の間に受け取られた商品金額のうち、1割の自己負担金額(上限:4,650円)を、事業者の方へ必ずお支払いください。ただし、生活保護、市民税非課税の方の1割の自己負担金額の上限は、0円です。区役所から受けた決定通知書をご確認ください。

なお、協力事業者の方は、利用者の方に納品された商品金額から自己負担金額を差し引いて、横浜市へ代金の請求をします。ご利用者の方は、適正な負担について、ご理解をお願いします。

3 決定を受けた金額の残額を、翌期に繰り越すことはできません。

この制度は制度の定める期間ごとに、必要の範囲内で給付するものです。各半期の期間終了後、事業者の方はご利用者お一人ごと実際に必要だった金額等を明らかにして横浜市へ請求をします。

なお、協力事業者の方は、ご利用者の方にお渡ししていない商品の分の代金まで横浜市へ請求して、管理しておくことができません。ご利用者の方も、ご理解をお願いします。

●よくあるご質問●

肢体不自由の要件で紙おむつの申請をして、見積書が80,000円だったので「基準額78,000円」の決定を受けました。決定通知書には他に、「自己負担上限4,650円」「公費負担額73,350円」と書いてあります。これはどういう意味ですか？

(ご説明) 見積書の金額80,000円は、対象者の方に対して必要と見込まれた商品の金額です。そのうち、制度対象になるのは、基準額13,000円/月の6か月分78,000円の範囲内なので、基準額が78,000円になります。(=残り2,000円は制度対象外なので、自己負担です。)。自己負担上限額は、原則1割ですが、横浜市の定めにより、上限4,650円になります。

以上により、この見積書どおりに80,000円分の商品を受け取られた場合、制度対象78,000円のうち、

- 自己負担分(上限)4,650円 + 制度対象外の2,000円 = 自己負担の合計額
 - 制度対象の自己負担分を差し引いた73,350円 = 協力事業者の方が横浜市へ請求できる金額
- となります。

※ これは、他の要件の方、ストーマ用装具等の給付を受けている方等も同様の考え方です。

ただし、基準額は対象者の方の要件や、申請できる品目により異なります。

見積書は60,000円でしたが、この半年で必要だったのは40,000円分でした。

① 自己負担額はいくらですか？

(ご説明) 実際に使用した40,000円の1割、4,000円です。

② 残った分で、制度対象外でも必要なものを受け取ってはいけないのですか？

(ご説明) できません。市が公費対象として協力事業者の方へお支払いできるのは、制度対象商品分のみです。

③ 残った分で、制度対象のものを受け取って、他に必要な人に分けてもいいですか。

(ご説明) この制度は、制度対象となる個人の方が利用できる制度です。制度により給付を受けた物品を、他の方へ渡すことはできません。転売等も、制度要綱により固く禁じられています。

今回のお知らせは、制度の変更によるものではありませんが、制度の経過を踏まえ、この度改めてご説明・周知させていただくこととなりました。制度の継続、及び皆さまの税金により運用される制度という観点からして、必要のご案内・お願いとなります。ご理解・ご協力の程、重ねてよろしくお願いいたします。

このお知らせについてのご質問等は、下記までお願いします。

横浜市健康福祉局 障害福祉課

【日常生活用具 担当】 笠木、青山、大津

電話:671-3931(平日:8:45~17:15)

FAX:671-3566